

○那覇市生涯学習推進協議会規則

平成6年5月23日

規則第16号

改正 平成11年11月19日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 生涯学習推進施策に関すること。
- (2) 生涯学習関連事業の連携、協力及び調査研究に関すること。
- (3) 生涯学習の普及及び奨励に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 6人以内
- (2) 関係教育機関を代表する者 6人以内
- (3) 関係団体を代表する者 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会に必要な応じ、専門的な事項を調査審議させるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、協議会の議を経て会長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、専門部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年11月19日規則第51号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市史編集委員会規則等の規定は、平成11年9月3日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正に係る附属機関の委員に委嘱又は任命されている市議会議員又は市職員については、適用日において当該委員を解かれたものとする。